

## 三国時代の江南豪族について

大川富士夫

### 1

三世紀中葉の三国時代は、政治的分裂の絶え間ない六朝時代の開幕であると同時に、特異な六朝貴族制の形成期に相当する時代である。

六朝貴族制とは、一応、政治的・社会的に優越する貴族層が、王朝の興亡を超えて世襲的に支配階層としての地位を保持する体制であると規定されるが、その歴史的特質については、中国古代史の分期とからんで、いまだに見解の一致をみない現状にある。中国古代を、皇帝による人民への個別人身的支配体制と把え、秦漢帝国より隋唐帝国までを古代帝国とする見解に従えば、その中間に位置する六朝時代は、いかに皇帝権力が微弱であったとしても、原理的には古代的専制権力が貫徹していたことになり、したがって貴族の支配者としての地位は、そのような国家権力に依存し、官職に寄生する政治的なものにすぎなくなる。古代的国家権力の存在を前提とする寄生官僚制論に対するいま一つの見解は中世貴族制論である。すなわち、三世紀より十世紀にいたる六朝隋唐時代は、独自な貴族制的社会体制をもつ中世であると考えて秦漢の古代帝国と区別し、貴族層は国家権力の前提なしに、それ自身として社会的支配者層であったとする。したがって、貴族の官僚的在り方は単なる現実態にすぎず、国家権力に対してはむしろ自律的であったと考えるものである<sup>(1)</sup>。このように六朝貴族制の歴史的把握が大きく分かれるといつても、より基本的には、該時代の皇帝権力と貴族層を下から支えている社会構造をどう理解するかという問題であることはいうまでもないが、今日、六朝時代の階級関係について一致した見解に到達していないところに、問題の困難さがあるといってよい。前者のように皇帝権力に視点を置いて貴族層をとらえるにしても、皇帝権力とその基礎をなす自立小農民との間に広範に介入した豪族勢力が、六朝諸国家の支配を不徹底にしていたことは紛れもない事実であったし、他方、中世貴族制論のように、貴族の自律性を重視するにしても、それは皇帝権力の枠内に止まる体制的なものであって、一地方に割拠しうるほどの政治的自立性をもつものではない。

最近、中国中世史研究会のメンバーによって、後者の中世貴族制論の立場からする研究が掘り下げられ、理論的深化が試みられた<sup>(2)</sup>。それは六朝貴族制の社会的基盤

を「豪族共同体」に求めようとするもので、秦漢の古代帝国が、自立小農民のフラットな関係を軸とする「里共同体」を基盤としていたのに対し、「豪族共同体」は、「里共同体」のなかから、大土地所有者と小農民との鋭い階級対立をのりこえて再編された共同体であって、このような「豪族共同体」の与論すなわち郷党の与論に支えられた体制が貴族制であったとされる。すでに指摘されているような豪族勢力の頗著な漢代を「里共同体」を基盤とする社会と規定していることからすれば、「豪族共同体」も貴族制社会を理解するための理想型として理解されるが、豪族の領主化傾向の進展する中で、そのストレートな伸長を妨げるような自立農民の主体的盛り上がりが強い共同体秩序の冀求力すなわち郷論となつたという場合、再編された共同体秩序が、漢代のそれに比べてどれだけの質的相違があるのかを明確にすべきであろう。私には、単なる社会的条件の変化を示したにすぎないようにも考えられる。上述の貴族制研究の現状からいっても、郷論に視点をおいた中世貴族制論を深めるためにも、さらに六朝豪族社会の検証を経る必要があるようと思われる。

かつて魏晋貴族の源流を後漢末の清流士人に求められた川勝義雄氏は、魏晋貴族制の上述のような社会的条件を前提に三国時代の江南社会を分析され、後進地域として発展途上にあり、軍事的色彩の濃厚な孫吳政権下の江南では、貴族制の基本的社会条件は欠陥しており、したがって文人士大夫層の厚さは望むべくもながった、と結論された<sup>(3)</sup>。川勝氏の論考には、東晋以降の江南貴族制への見通しを留保されているので、今後の研究に期待せざるを得ないが、かつて私が考察したような文人士大夫の権威が、発展途上の江南社会に樹立された孫吳官界にも優越していた<sup>(4)</sup>ことに、六朝貴族制的一面がありはないかと考える。

以上のような六朝貴族制の社会的基盤の問題を考える手がかりとして、本稿では、後漢末三国時代の江南豪族社会の実態を明らかにすることとした。

### 2

まず、後漢末の江南豪族の事例として、呉国を建てた孫氏自身の検討からはじめよう。

孫氏は錢塘江下流の富春出身の豪族であるが、孫堅の

父鍾は「荒年に瓜作りを業とする」孤弱ぶりであったから、孫堅の代になって漸く勢力を伸長した新興豪族で、江南の姓族とは比ぶべくもない地方土豪であった。孫堅は先ず同じ富春県の豪族徐氏との結合をはかり、妹を徐真に嫁がせ、のち孫堅の次子権も徐氏を夫人としている<sup>(5)</sup>。孫堅が富春県の属吏として出仕するころには、同族中から孫孺・孫賁も官途にあったから、富春県では相当な勢力をもつようになっていたらしい。もっとも孫堅が当時富春県に流寓していた呉景の妻としようとしたとき、呉氏の親戚からその軽佻さを嫌われた<sup>(6)</sup>といわれるよう、彼は郷里の少年数百人を子弟のように撫育して人気を得ていた無頼漢であった。しかしこのような任俠無頼者的武幹の持ち主であったことが、孫堅のその後の出世の土台になっている。すなわち、当時陽明皇帝と自称していた会稽の妖賊許昌・韶父子を鎮圧した戦功によって、県吏から江北の塩瀆・貯胎・下邳三県の丞を歴任し、184年、黃巾の乱がおこると、会稽出身の朱儁の佐軍司馬となり、日頃養成していた郷里の少年を中心に、召募した商旅や淮泗の精兵など千数百人の部隊を率いて従征し、186年には黃巾軍の支賊辺章・韓遂を追って遠く涼州に転戦し、武名を挙げている。長沙太守に任じられると、区星らの賊万余人を旬月のうちに平定し、さらに零陵・桂林郡の賊を鎮定している。こうして武将としての地位を確立した孫堅は、190年、関東諸将に呼応して董卓討伐の為に挙兵し、後將軍袁術の麾下に入り、洛陽の董卓を破って陝西に走らせたが、翌初平二年(191)、襄陽で戦死した<sup>(7)</sup>。以上のような孫堅の活躍を支えた彼の軍事力は、数百人からなる富春県の遊俠無頼を中心とした烏合部隊で、孫氏の豪族勢力が結集されたものではない。孫堅挙兵時に孫賁・孫香や徐真の子徐琨が従軍していることが、わずかにその族的関係を示しているだけで、富春県にいた弟の孫靜は

(孫)堅初めて事を挙ぐるや、(孫)靜、郷曲および宗室五六百人を糾合して以て保障をつくり、衆ことごとくこれに就く。  
(「呉志」卷6、孫靜伝)

と、孫堅の部隊とは全く無関係であった。また「呉志」卷一孫堅伝によれば、揚子江の北で転戦していた孫堅は、自己の軍糧を袁術に仰いでいたとあるから、人的面だけでなく、財政的にも郷里の豪族としての力が直接その軍事力に結集されてはいなかったのである。後漢末の土豪の政治的軍事的台頭の事例として、孫氏の成長過程を眺めたとき、それが孫堅の武将としての力量、とくに任俠集団のリーダーとして独力でなされたことに注目される。

このような性格は、そのまま長子孫策の軍事集団の形成にも共通している。孫堅が江北各地に転戦していたとき、彼の家族も故郷を離れて寿春に在り、孫策はやがて廬江舒県出身の周瑜の友として舒県に移り住むが、この

ころすでに異郷の江淮の土人と広い交渉をもつようになつた。孫堅の部曲集団は袁術の軍に編入され、のちにその一部が孫策に返還されたにすぎないから、江南進出を意図して、歴陽で編成した孫策の部隊は、江淮土人間に評判の高かった孫策の個人的な人間関係を軸とするものであったといつてよい。当時孫策の叔父の丹陽太守呉景および従兄の丹陽都尉孫賁は袁術の部将として、曲阿に拠る揚州牧劉繇と戦い、歴陽に駐屯していたので、孫策は両者と共同して劉繇と対戦することになるが、「呉志」卷一孫策伝には、

(孫)策すなわち(袁)術に説き、(呉)景等を助けて江東を平定せんことを乞う。術、策を表して折衝校尉・行殄寇將軍と為す。兵財千余、騎數十匹、賓客の願従せし者数百人なり。このごろ歴陽に至るや、衆五六千なり。

とある。漸く五六千人の部隊に成長した孫策の手兵の中核は、孫策に個人的に心服して従軍した数百人の賓客であった。興平二年(195)の江南進出作戦の緒戦に活躍した周瑜も孫策と任俠的な関係にあった人物である。丹陽太守周尚と丹陽にいた周瑜は、孫策挙兵の報を聞くと、一早く歴陽に投じて兵員・船糧を用意し<sup>(8)</sup>、渡江後も横江・当利・秣陵・湖熟・江乘・曲阿等、次々と劉繇軍を追撃し、孫策の江東経略に大きな役割を果している。

この時の孫氏一族の動向はどうであったか。孫策と一緒に江東に転戦した孫賁は九江太守に、族兄孫香は汝南太守に、呉景は広陵太守に任じられて江北の袁術の配下に属しているように、孫策自身も袁術に従属する流寓的な部曲集団にすぎなかった。故郷富春県にいた孫氏一族の代表は叔父の孫靜であるが、彼は孫策が会稽を進攻するようになって漸く家属を率いて錢塘で孫策を迎えている有様で、会稽の戦局が一段落すると、早々に富春に退ぞき、孫策の江南經營に積極的に行動していない。ことに、建安五年(200)、孫策が戦死すると、従兄の孫嵩は会稽を略取して自立しようとしたり<sup>(9)</sup>、孫賁の弟の輔が曹操に内通し、さらに建安十三年の曹操の南下に際しては孫賁すら曹操に入質して安全を計ろうとしている<sup>(10)</sup>のによると、孫策と出身地富春とのつながりが稀薄であつただけでなく、孫氏の同族的結びつきも決して強固なものではなかつたようである。当時、複数の家族より成っていた豪族は、一時的には同一行動をとることがあっても、情勢の変化によって簡単に分裂し、宗族の内部崩壊の危険をはらんでいたから、そのような同宗同族的結合関係は、安定した権力形成の原理とはなり得ない。孫策と孫氏一族との関係は、豪族がその族的力だけで安定した権力となることの困難さを物語っている。

すでに川勝義雄氏が指摘されたように、孫氏集団は孫氏と士衆との任俠的な人間関係を軸として形成され

た<sup>(11)</sup>。孫堅に随従した郷里の少年や孫策に願従した賓客がその中核となっていることからも、このことは明らかであるが、かつて考察した創業期の士衆<sup>(12)</sup> 30余名中、孫策渡江以後に帰順した呉の顧雍、錢唐の全柔、余姚の董襲・虞翻、山陰の賀齊を除く土人は、例外なく孫氏と信義にもとづく任俠的関係にあったといえる。そして孫氏にみられるこの任俠的性格は、同時に当時の土豪の一般的傾向として理解される。例えば、臨淮東城の富家であった魯肅は、後漢末の社会不安に際して、進んで財貨を散じ、田地を買却してまで貧窮者に賑給し士人と親結して郷邑の人望を得たといわれる。当時孫策のもとに走ろうとしていた居巢県の長官周瑜に対しても、貯穀の半分の三千斛を提供し、両者は僑(子産)・札(季札)の分を定めたという。「呉志」卷九魯肅伝注引「呉書」によると、

(呂)肅は体貌魁奇、少くして壯節あり、好んで奇計を為す。天下將に乱れんとするや、乃ち擊劍騎射を学び、少年を招集してその衣食を給し、南山中に往来して射獵し、陰かに相部勤して講武習兵す。父老咸曰く「魯氏世々衰え、乃ち此の狂児を生めり」と。後、雄傑並び起り、中州擾乱す。肅乃ち其の属に命じて曰く、「中国綱を失ない寇賊横暴なり。淮泗の間は遺種の地に非ず。吾れ聞く、江東は沃野万里、民富み兵彊く以て害を避くべしと。寧ろ肯て相隨いて俱に樂土に至り、以て時変を観ん」と。その属、皆命に従う。乃ち細弱前に在り、彊壯後に在らしめ、男女三百余人もて行く。

(中略) 肅、江を渡り、往きて策に見ゆ。策も亦もとより之を奇とす。

とある。争乱時の豪族が武力と財力をもって郷邑を保護指導していたことを生々と画いているが、後漢末の治安の乱れた地方社会では、このような武幹の才をもつ豪族が多数輩出したことであろう。豪族が単に富強であるだけでなく、魯肅のように擊劍騎射を善くし軽俠少年を講習する任俠者であったことは、淮泗地方のみならず、江南豪族にも共通する性格であった。前述の富春県の孫靜が郷曲宗室五六百人と保障をつくって自衛した、という例をはじめ、孫策の江南進出に抵抗した呉郡の嚴白虎、陵陽の祖郎、丹陽の僮芝などは、何れも土豪の武装集団であり、呉会の有力な姓族はそれぞれ多数の部曲を私兵として領有していた<sup>(13)</sup>。江南各地に分立して武装自衛する豪族が任俠的であることは、彼らが在地的限界を破ってより広い政治的世界に発展することを意味する。後漢末の錢唐の全氏は、錢唐の米を呉県で市易する新興豪族であるが、全氏のもとに多数の北方土人が寄食していたことを伝えて、「呉志」卷十五全琮伝に

是の時、中州土人の乱を避けて南し、(全)琮に依居する者、百を以て数う。琮、家を傾けて給済し、有無を共にし、遂に名遠近に著わる。

とある。江南にさしたる豪族的勢力をもたない流寓的孫氏集団がすぐれて任俠的であったのは、このような地方豪族社会の傾向を反映したものというべきである。

ところで、任俠的集団はその結合の中心を失なった場合、解体の危機に陥る。渡江後、すぐれた軍団統率者として江南人士の信頼を得た孫策は、建安元年(196) ほぼ呉会地方を平定すると、この年帝号を称した袁術から独立した。翌二年には献帝に方物を貢し、建安四年、討逆將軍・呉侯となり、曹操と連繋し、漢朝の委任を受けて袁術と戦いながら、江南に自己の政治基盤を固めるのであるが、建安五年(200) 創業半ばにして戦死した。この時の情況は、「呉志」卷二孫權伝に

然れども、深陥の地、なおいまだ尽くは従わず。而も天下の英豪、州郡に布在し、賓旅寄寓の土、安危去就を以て意となし、いまだ君臣の固有らざるなり。  
とあり、「呉志」卷七張昭伝注引「呉書」に、

是の時、天下分裂し、命を擅にする者衆し。孫策、事に蒞んで日浅く、恩澤未だ洽ねからず。一旦傾墮するや、士民狼狽し、頗る異同あり。

とあるように、孫氏の棟梁の死去は、孫氏集団に深刻な不安と動搖をひきおこした。この動搖は、富春周辺の山民の叛乱を恐れて、諸県の長吏が孫策の葬儀に参加することを中止した<sup>(14)</sup> というように、孫氏の地方統治が不充分で、「恩澤いまだ恰ねからざる」事情もあったが、孫權伝に「いまだ君臣の固あらず」とあるように、孫氏と諸将・賓客との関係が、パーソナルな任俠的関係であったことに原因している。確かに任俠的原理は、後漢末の地方豪族を一つの強力な軍事勢力に結集する役割を果たしたが、そのような武幹者・任俠者的在地豪族の次元では、安定した政治権力に成長することは困難である。軍事集団が一定の政治基盤をもった政権に発展するためには、さらに地方豪族の利害対立を超克する公的理念すなわち国家理念に立脚しなければならない。

### 3

後漢代の国家理念は漢帝国に体制化された礼教的国家理念であるが、任俠的軍事集団から出発して、江南の名族勢力を糾合し江南に独自の国家を樹立するに至った孫氏には、公的権力体制となるための理念がどのように志向されていたであろうか。

孫堅には、董卓を破って洛陽を回復したとき、孫堅は空墟と化して漢の都洛陽をみて惆悵流涕し、漢の宗廟を掃除し、董卓が発いた陵墓を修復したという話に代表されるように、漢朝に対する強い忠誠心が看取されるのであるが、孫策になると、「長江に拠って威徳を奮い、群穢を誅除して漢室を匡輔する」<sup>(15)</sup>ことを意図し、そのような政治理念である儒家的教養をもって名声の高い文人

士大夫を礼遇することにつとめている。

孫策は渡江以前すでに江淮地方の士大夫間に高い声望があったが、さらに江南征服の最中でも賢士大夫を賓待することに積極的であった。そのような事例として予章太守華歆の礼遇が注目される。「魏志」卷十三華歆伝注引「華嶠譜敍」に、

策、遂に親しく子弟の礼を執り、礼して上賓と為す。  
是の時、四方の賢士大夫の地を江南に避く者甚だ衆し。  
皆、其の下に出で、人々風を望む。

とあり、後漢末、高徳行義の士として令名の高かった平原高唐出身の文人士大夫華歆のもとには、河南開封の名儒鄭衆の孫である鄭渾が、兄泰の子妻とともに依居していた<sup>(16)</sup> ように、江北から避難した千余名のぼる士大夫が寄寓して、恰も華歆を頂点とする士林の観があった。この華歆に降伏を勧告する軍使に立った虞翻は隠者の頭巾である葛巾を被って相見し、また華歆を迎えた孫策は、

府君は年徳名望あり、遠近の帰する所なり。策は年幼稚稚、よろしく子弟の礼を脩むべし。(「魏志」卷13、華歆伝注引胡冲「吳歴」)

と言ったとある。華歆は、孫策の降将太史慈の言葉を借りれば「良徳ではあるが、さしたる政治的手腕もなく、ただ自守しているだけ」の地方長官にすぎず<sup>(17)</sup>、その勢力は何ら在地的背景をもたない流寓的士大夫群にすぎないので、孫策がこれを上賓の礼をもって親待した理由は、彼が遠近の士大夫の信望の中心であったからである。華歆は孫策に降った翌年の建安五年(200)、曹操に徵されて北上するが、孫策のとった親賢礼士政策は、孫氏集団に対する南北士人の支持を強めただけでなく、令名高い士大夫を中心とする士大夫社会が形成され、このことが集団の安定性を高め、政権樹立の大きな要因となっていることに注目すべきであろう。

すでに述べたように、孫策の死はまさに孫氏の軍事集団を崩壊の危機に直面させたが、動搖する吳の士衆を抑えて、諸侯・賓旅・寄寓の士をつなぎとめ、百姓を綏撫して孫權の新政権を発足させたのは、彭城出身の儒学者として令名高い張昭であった。吳王孫權が、張昭に「吳国の土人は宮に入れば則ち孤を挙げるも、宮を出れば君を挙げる」といって切歎扼腕したといわれるよう、孫權の吳王府および登位後の吳の中央官界には文人士大夫の権威が優越し、士大夫的名声序列があつたのである。その具体的な内容は前稿にゆづるが、華歆と同じく孫策に降伏して賓礼された会稽太守王朗が、曹操に吳の政情を答えた中で、

策の勇は一世に冠たり。僕才にして大志有り。張子布(昭)は民の望なり。北面して之に相たり。(中略)、終に天下の大賊とならん。徒らに狗盜に非ざるなり。

(「魏志」卷13、王朗伝注引「漢晉春秋」)

と、驍勇孫策が江東に自立しうる所以は、民の望としての張昭がこれを補佐しているからであるとのべている。このような王朗の指摘は、張昭らの文人士大夫の役割が単なる顧問や事務官という以上に、江南豪族社会を基盤とした権威であったことを暗示している。

たしかに後述するように、開発途上の江南社会では、漸く豪族の開発領主化が進行しつつある段階であった。淮陰出身の教養高き知識人の歩隠や広陵の衛旌を冷遇した会稽の豪族焦矯の如きは、僮客を駆使し、強権をもって土田を侵奪する在地豪族の典型で<sup>(18)</sup> あるが、しかし、「吳志」卷十二陸瑁伝には、

少くして学を好み、義に篤く、陳國の陳融・陳留の濮陽逸・沛郡の蔣纂・広陵の袁迪等、皆単貧なるも志有り。瑁に就いて遊處す。瑁少きを割き、甘きを分ち、ともに豊約を同じくす。

とある。陸瑁は、吳の大將軍・丞相陸遜の弟である。廬江太守陸康の長子陸續の遺子を摶養したり、同郡の徐原の孤児を収導したことと同じように、北来の士大夫を好遇しているのである。因みに袁迪とともに南下した広陵の張紘は、前述の張昭と共に孫策の謀主として活躍している。後漢末・三国時代から、文雅な教養をもつ士大夫が地方ごとに士林を形成するようになったといわれる<sup>(19)</sup> が、江南でも名族の間では南北士人の超地方的交流が進行していたのである。吳郡吳県の陸氏は、陸康が南陽の名儒李肅の故吏であり、その子陸續は、詩書礼易、星算曆數を善くする学者であった<sup>(20)</sup> ように、すでに中原士大夫と交流し、儒家的教養をそなえて自ら文人士大夫化していた。士大夫化した江南名族と北来の士大夫との交渉は、江南における地方的士林の形成を物語るものである。名士大夫の知遇を得ることが、士名を得て士大夫社会に仲間入りすることであったから、前述の錢塘の全氏の行なった中州士人の救濟という義行も新興豪族が士林に列するための努力であったといえよう。ともあれ、江南名族層を中心とした士林が、北来士大夫やこれと交渉をもった新興豪族を加えて底辺を拡げつつあったことは疑うべくもない。「吳志」卷十六陸凱伝にみえる「凱所諫皓二十事」に、

先帝(孫權)、士を簡ぶに卑賤に拘らず、之を鄉間に任じ之を事に效う。挙ぐる者虚しからず、受くる者妄ならざるなり。今は則ち然らず。浮華なる者登り、朋党せる者進む。

と、吳末の孫皓の頃には、浮華文弱の風が流行し、朋党による取士が行なわれたとあり。江南士大夫社会の貴族化の傾向を<sup>(21)</sup> 伝えている。

格を考察してきたが、このような江南豪族社会の発展は、吳郡・会稽郡などの先進地域に限られ、江南全域にみられたわけではない。「吳志」から検出される江南出身士人77人中、吳郡46名、会稽郡19名にのぼり、両郡の士人は全体の80パーセントをしめている<sup>(22)</sup>。孫吳政権の主要勢力が吳会の豪族であったことが知られるが、孫策が江東進出に際して周瑜に「吾れ、此の衆を以て吳会を取り、山越を平ぐれば已に足る」と言い、張昭に「夫れ吳越の衆、三江の固を以てすれば、以て成敗を観るに足らん」とのべているように<sup>(23)</sup>、孫氏の意図も、吳会の土地と人民を政治的基盤とすることにあった。この意味では、吳国の豪族の問題は、地域を吳・会二郡に限定してとらえた方がより具体的であると思われる。

さて、西漢時代の吳会地方は、「史記」貨殖列伝によると、火耕水耨<sup>(24)</sup>とよばれる原始的農耕が行なわれた後進地域で、自然の豊富な物産に恵まれた無階級社会であったといわれる。元来、吳越の地は異民族の勢力が強く、漢民族による開発が本格的に推進されたのは、三世紀の孫吳時代以降のこととされる。といっても、「漢書」地理志には、会稽郡26県の編戸は233,438とあり、「後漢書」郡国志では、吳郡13県164,164、会稽郡14県123,090、編戸の計287,254とあり、20万以上の戸と100万前後の人民が戸籍に登録されており、その実態は不明ながら、漢の郡県支配が行なわれていたことを示している。それでは「地広く人稀」で原始的な吳会地方の開発がどのように進行したかを検討してみよう。

後漢代の江南の開発は、地方長官による農耕技術の指導・田疇の開拓などの勧農政策に負うところが大きい。「後漢書」列伝卷六十七樊曄伝には

（建武の初め）揚州牧に遷る。民に耕田・種樹・理家の術を教う。事を視ること十年、法に坐して軼長に左転す。

とあり、「元和郡県志」卷二十六越州会稽県条には、

鏡湖、後漢の永和五年（140）、太守馬臻創立す。会稽山陰兩県界に在り。塘を築き水を蓄え、水高きこと丈余、田又海より高きこと丈余なり。若し水少ければ湖を泄きて田に灌ぎ、如し水多ければ則ち湖を閉じ、田中の水を泄きて海に入る。凶年なき所以なり。堤塘の周囲三百一十里、溉田九千頃なり。

とある。前者の樊曄は河東・天水郡等で豪強を弾圧して酷烈の名をあげた酷吏である。史料に耕田・種樹とともに理家の術を教うとあるように、開発の目的が編戸の増大とその法術的な郡県支配の徹底にあることは言うまでもなかろう。後者の官による灌漑事業は溉田一万頃にも及ぶ大規模なものであるが、吳代にも軍国多端の中で勧農と民生安定の政策がとられた<sup>(25)</sup>。「景定建康志」・「元和郡県志」に、張昭によって婁湖の灌漑が行なわれたこ

とがみえるが、ことに永安三年（260）、都尉嚴密の議によって、浦里塘を建設したときには、莫大な功労の費を要したので、死亡自殺者が続出し、百姓の怨嗟が甚しかったといわれる<sup>(26)</sup>。因みに張昭の曾孫の張闇が曲阿で新農塘を開立して八百余頃を溉田したときの功費は、二十一万一千四百二十功と伝えられる<sup>(27)</sup>。大規模な築塘、湖田開拓は、功費の大きさから官憲の力を必要としたが、農耕技術の普及とともに、地方豪族による灌漑事業が盛行した。至るところに湖沼や荒蕪地が散在している吳会では、小規模な労働力での開拓が可能であったからである。「世説新語」雅量篇注引錢唐縣志には、錢唐が県の諸豪姓の手によって築造されたとあるが、咸寧三年（277）の杜預の上疏に、「彼堦は歲ごとに決壊し、良田変じて蒲葦を生じ、人々は沮沢の際に居る」<sup>(28)</sup>有様であると、東南の状勢をのべているのによると、三国以後の荒蕪地や湖田の開拓が、在地豪族らによっていかにおしそすめられていたかを推察することができよう<sup>(29)</sup>。

上記の事情は、後漢から三国時代にかけて豪族的大土地所有が発達したことを物語っている。例えば、太湖に入る中江の河口の陽羨県の許氏について、

（許）武、二弟晏・普の未だ顕われざるを以て、名を為さしめんと欲す。（中略）是に於て共に財産を割き、以て三分となし、武自ら肥田・広宅・奴婢の強きものを取り、二弟得る所は並びに悉く劣少なり。鄉人、皆弟の克く譲るを称し、而して武の貪婪を鄙しむ。晏等此れを以て並びに選挙せらるを得たり。武乃ち宗親を会し、泣いて曰く「吾れ兄たること不肖、声を盗み位を竊めり。二弟は年長するも、未だ榮禄に予からず。求めて分財を得、自ら大譏を取る所以なり。今、理産増す所、前に三倍す。悉く以て二弟に推し、一も留むる所無からん」と。是に於て郡中翕然、遠近之を称す。

（「後漢書」列伝卷66、許荆伝）

とあり、後漢明帝代に、すでに肥田・広宅と若干の奴婢をもつ在地豪族が、旧に三倍する勢で土地所有を拡大していたことが知られる。しかし、後漢・三国時代の豪族的土地所有は、荒蕪地などの開墾を主とし、自立小農民の小土地所有を圧迫するという方向は、さほど顕著でない。吳の時代に、他家に侵奪された徐陵の田土・僮客を、駱統が取り戻したという事例<sup>(30)</sup>もあるが、永興県では無主の荒田が放置されていたので、鍾離牧が開墾した<sup>(31)</sup>というように、「地広く人稀」な開発途上の吳会では、むしろ豪族的大地經營が、僮客を役使して行なわれる開発営田の形態であったといえよう。因みに上述の永興県に二百六十五頃にのぼる孔氏の大莊園が展開し、山陰県の人戸三万のうち、無賃の非課戸が一万戸に達し<sup>(32)</sup>、無賃の家を余姚・鄧・鄧三県界に移住墾田させようとしたのは、南朝宋の五世紀以降のこと<sup>(33)</sup>である。

ひるがえって、鎌田重雄氏・渡部正宏氏が指摘されたように、後漢代に辺境後進地域の漢化と開発に貢献した地方長官は、循吏であった<sup>(34)</sup>。吳会地方については、光武帝の初期に会稽都尉になった任延、そのあと明帝代に会稽太守になった第五倫、および桓帝の延熹中の会稽太守劉寵の治政が注目される。

南陽宛出身の任延は、太守に在ったとき「任聖堂」と称せられた人物で、更始元年（23）、十九才の若さで会稽に着任したが、

時に天下新たに定まり、道路いまだ通ぜず、乱を江南に避けし者も、皆いまだ中土に還らず、会稽頗る多士を称す。（任）延到るや、皆高行の董子儀・嚴子陵等の如きを聘請し、敬待するに師友之礼を以てす。……毎時、県に行き輒ち孝子を慰勉し、餐に就き之を飯せしむ。（中略）是を以て郡中の賢士大夫、争い往きてこれに宦す。  
（「後漢書」列伝卷66、任延伝）

とあるように、北方士人の流寓が多かった会稽では、任延とそれらの郡中の賢士大夫とによって礼教政治が行なわれたという。任延はこの後、九真太守に転じ、農耕を知らない原住民に対し、牛耕の法・田器の鋳作・嫁娶の礼法を教えて民生の安定をはかり、その恩徳を称されているが、循吏による礼教政治は、勸農政策によって未開の山民や蛮族を編戸の小農民とし、これを儒教的共同体秩序に組みこむことによって、郡県支配下に置こうとするものである。桂陽太守衛颯が越族の故地である含洭・湧陽・曲陽の三県を教化した結果、山間僻谷の民が「漸く聚邑をなし」「租賦を輸せしむこと、之を平民に同じくす」ようになったという事例<sup>(35)</sup>がある。

京兆出身の第五倫は、吳会の豪族の仕官に尽した功績が大きいが、その治政については、

会稽の俗、淫祀多く、卜筮を好む。民常に牛を以て神を祭り、百姓の財産、これを以て困廻す。（中略）前後の郡将、敢て禁ずる無し。（第五）倫、官に至るや、属県に移書して百姓に曉告す、「其れ巫祝の鬼神に依託し、愚民を祚怖するもの有らば、皆案じて之を論じ、妄りに牛を屠る者有れば、吏輒ち罰を行わん」と。民初め頗る恐懼し、或は祝詛妄言す。倫、之を案ずること愈々急なり。後遂に断絶し、百姓以て安んず。  
（「後漢書」列伝卷31、第五倫伝）

とある。淫祀や巫祝の社会的基盤については明らかでない。社稷の信仰が農耕社会の共同体秩序の中心であることからすれば、それは非農業社会の信仰とも見られよう。後漢代に、淫祀が会稽の俗となっていたことは、それだけ農業社会が未成熟であったことを示している。したがって第五倫のとった巫祝禁絶政策は、後進的な非農業社会の巫祝的秩序を打破して、農本主義に立脚する儒教的秩序に再編する意味をもつものと解される。

後漢朝の地方統治は、二世紀中頃より衰退し、江南では、順帝期より地方叛乱が頻発している。叛乱の多くは、州刺史や地方官庁の属吏である豪族の誅求姦惡に反発しておこっている。たとえば、順帝代、十余年にわたって揚・徐を寇乱した張嬰の賊は、広陵太守張綱が、前後の太守の貪暴を謝して説得したところ、「荒裔愚人、自ら朝廷に通ずる能はず、侵枉に堪えず。遂に復、相聚りて偷生す」といって帰降した<sup>(36)</sup>といわれ、また中平元年（184）の交趾の吏民の叛乱でも、「京師遙遠、告冤するも所なく、民は生に聊んぜず。故に聚りて盜賊となる」と交州刺史賈琮に訴えた<sup>(37)</sup>という。さらに後漢末、予章郡より自立した鄱陽の民帥が、「漢の遣す眞の太守の来るを須ち、之を迎うべし」と言っている<sup>(38)</sup>のによると、漢朝の支配体制の弱体化に乗じ、官長の姦惡に反抗しておこった江南の地方叛乱は、実は、漢帝国の支配体制そのものを否定するのではなくて、いわば体制内的叛乱という一面を有していること、および山谷の宗部などの未開発地域の自立が顕著であったことに注意される。江南の郡県支配は、県城内外の編戸と周辺山谷の邑民を含み、山谷原野に孤立点在する山谷民は郡県属吏の恰好の収奪対象とされたようである。桓帝代に活躍した東萊牟平出身の劉寵は、このような山谷民に善政を施して、称賛を博した循吏である。

山民愿朴、白首にして市井に入らざる者有り。頗る官吏の擾す処となる。（劉寵）徵されて將作大匠と為る。山陰县に五六老叟有り。龍眉皓髪なり。若邪山谷の間より出で、人ごとに百錢を齎し、以て寵に送る。寵これを勞りて曰く「父老、何ぞ自ら苦しむ」と。対えて曰く「山谷の鄙生、未だかつて郡朝を知らず。它守の時、吏の民間に発求すること、夜に至るも絶えず。或は狗の吠えること竟夕なり。民安んずるを得ず。明府下車してより以来、狗は夜吠せず、民は吏を見ず。年老いて聖明に値い、今まさに棄去せらるべし、と聞く。故に扶けて奉送す」と、

（「後漢書」列伝卷66、劉寵伝）

山陰縣に属する若邪山谷間の、城市と隔絶し父老に率いられた邑共同体が、属吏の間断なき誅求にさらされていたことが知られる。通儒と号された父劉本の業を受け、廉儉清行の士として知られた劉寵は、このような吏の私的発求を阻止し、共同体秩序の維持につとめて父老の敬信を得た、というのである。さきにみた江南の地方叛乱の体制的性格とあわせ考えると、後漢代の循吏の行なった礼教主義的政治は、江南の開発と教化によって、自立小農民を創出し、郷邑を儒教的倫序に再編するとともに、後進的な山谷等の共同体に対する地方豪族勢力の脅威を阻止し、郷邑共同体秩序を存続させるという役割を果していたことになる。

郡県制が、強権をもって行なわれる収奪体制であるといつても、なおそれは民生の安定を前提とするものであったから、後進的な郷邑社会には、礼教的国家理念をもって行なう循吏的治政に依存する面が大きかったのである。循吏が果たした、このような共同体秩序維持の役割からすれば、地方官衙に出仕する豪族が、広い社会的声誉を得て政界に進出しようとする場合、彼らには、在地支配者として貨殖をはかる側面とは相対立する儒教的教養や清行が求められる。前述の陽羨の豪族許武が、二弟に克讓の称を得させて選挙せられたという例は、官途を目指す地方豪族の典型といえよう。

このような社会的背景のもとでの儒教文化の受容は、呉会の豪族と、政争・戦乱を避けて南下した中央の大儒・名士との交渉によって促進され、後漢初期より、会稽はそうした北来土人によって「頗る多士を称す」といわれていた。「後漢書」に散見される主な土人をあげると、陳忠の高弟、沛国の人施延は、海塩に流徙したとき、山陰の馮敷の厚遇を受け（列伝36、陳中伝注引「謝承書」）、中常侍王甫の弟の王智と対立して亡命した名儒蔡邕は十二年間呉会に流移し、有名な焦尾琴の逸話を残している（列伝50、蔡邕伝）。後漢末になると、かつて江淮間で門生数百人を客授し予章の何湯・呉郡の阜弘と親交があった沛郡龍亢の桓榮の五世の孫桓曄が、初平中、賓客を従えて会稽に移住し、家学である歐陽尚書を伝えている。「後漢書」列伝卷十七桓曄伝注引「東觀記」によると、彼は揚州刺史劉繇・会稽太守王朗の給養を受けず、山陰県の鍾離意の舍に止住したという。同じ頃、会稽上虞に客寓し、さらに交趾に移った汝南の袁忠は、孟子易の大家袁安の四世の孫で、同郡の范滂と共に禁錮された清流士人である。（列伝35、袁忠伝）

すでに後漢初期に、呉の龍丘蓑が太末に隠居し、循吏任延をはじめ、会稽郡中の賢士大夫の尊崇を得ていたという例<sup>(39)</sup>があるが、儒家的徳義を有する在野の隠士が、郡中の士人間に信望があったことは、北来土人との交渉の結果、江南豪族の間に、儒学の教養と儒教倫理が浸透していた証左といえる。後漢末の呉郡の隠士高岱について、「吳志」卷一孫策伝注引「吳錄」に、

時に高岱なる者あり、余姚に隠る。（孫）策、出でんことを命じ、会稽丞陸昭をして、之を迎えしむ。策、己を虚しくしてこれを候つ。其の左伝を善くするを聞き、乃ち自ら玩読し、与に講論せんと欲す。（中略）岱、伝を論ずるに及び、或は知らずと答う。策果して怒り、以て己を軽んずると為し、乃ち之を囚う。知交及び時人、皆露坐して為に請う。策、楼に登り、数里の中填満せるを望見す。策、其の衆心を収むるを惡み、遂に之を殺す。

とある。同じく「吳錄」に

岱、字は孔文、呉郡の人なり。受性聰達、財を輕んじ義を貴び、其の士を友とし奇を抜くに、未だ顯われざるを取る。友とする所の八人は、皆、世の英偉なり。とある。呉郡の任俠的在地豪族高岱は、「春秋左氏伝」に造詣が深く、呉郡太守盛憲の上計吏となり、孝廉に挙げられたが、余姚に退隱しても、上記のような高い名声をもっていたのである。

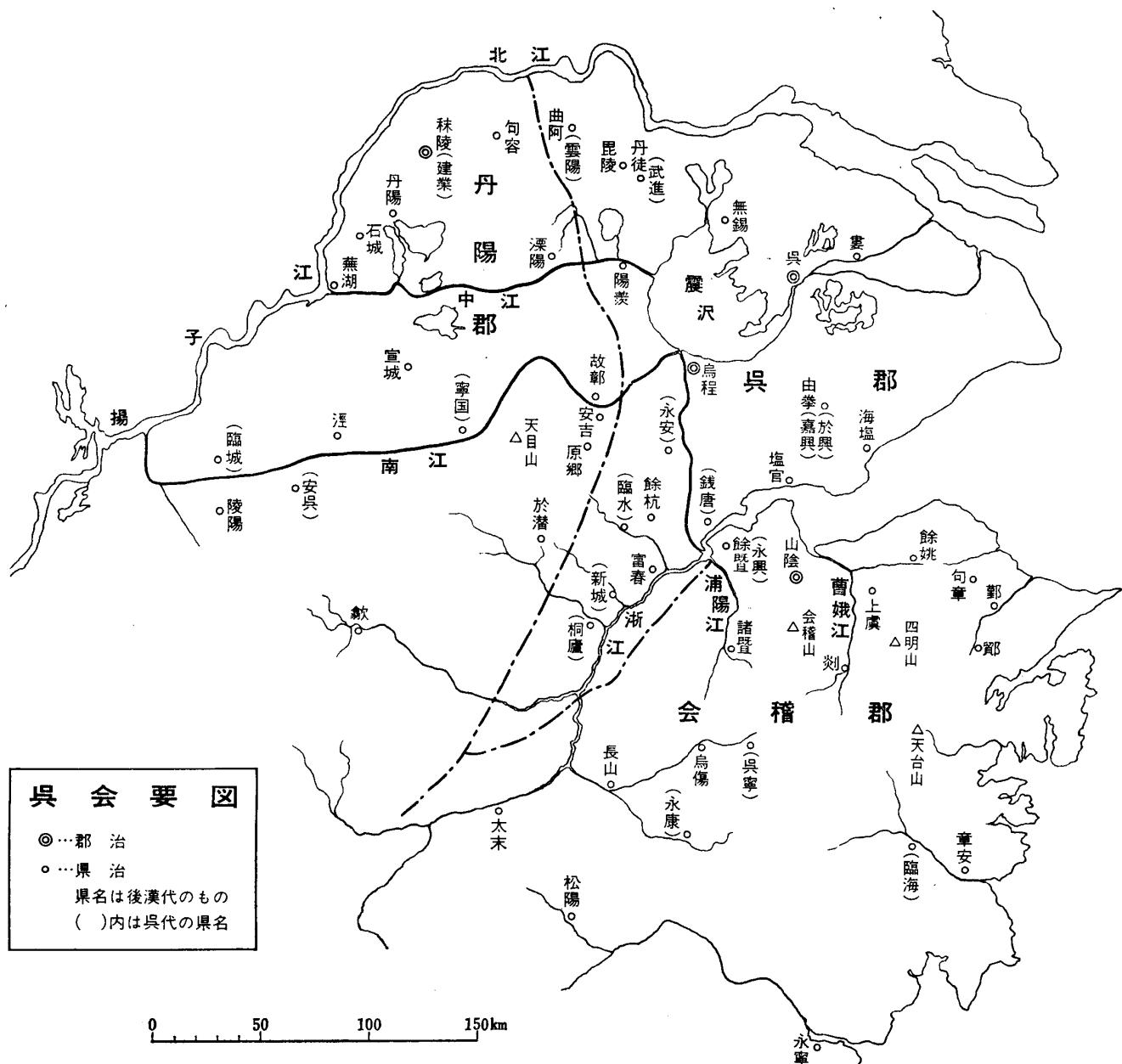
前節でみたような孫呉官界における文人士大夫の権威を支えた背景には、このように後漢代に発展していた呉会地方の士大夫社会があった、ということができるよう。

## 5

それでは、呉会地方の姓族の成長は、どのような状態であったか、次に瞥見してみたい。

漢代の呉会地方は、秦のあとをうけて、はじめ呉県を治所とする会稽郡に属していたが、後漢の順帝の永建四年（129）、浙江を境として、呉郡と会稽郡に分れ、さらに三国呉の時代には、呉郡より呉興郡・毗陵典農部が分立し、会稽郡より臨海郡・東陽郡・建安郡が分立した。したがって属県の状態もかなり変化しているので、一応後漢代の呉郡十三県、会稽郡十四県の地域について考察することにする。

先ず呉郡管内からとりあげると、後漢時代には、呉県の陸氏以外に著姓が見えず、曲阿・毗陵・無錫・陽羨・由拳出身者はおおむね单寒である。浙江周辺からはほとんど士人を出していない。陸氏は孝武帝代の尚書令陸閔、その孫陸續の頃から姓族の称があり、陸續の子に、広陵太守稠、楽安太守逢および力行好学を以て著名な褒がある（「後漢書」列伝71、陸續伝）。褒の子康は、順帝・桓帝・靈帝代に郡太守を歴任したが、宦官政府のとった増調策に反対して投獄され、獻帝初めに、袁術と対戦して死んだ（「後漢書」列伝21、陸康伝）。陸康および子の績は儒雅の士と目されている（「吳志」12、陸績伝）。後漢末、陸氏の大族としての声価は、康の従孫である陸遜によって維持された（「吳志」12、陸遜伝）。その他、呉県からは沛国の桓榮の門生阜弘が出、歐陽尚書を善くし、その子徵は司徒長史となっているが、以後ふるわないのである。呉県以外では、明帝に論語を教授した儒学者包咸は曲阿出身であり（「後漢書」列伝69、儒林伝）、毗陵の彭脩は義行を以て知られ（「後漢書」列伝71、獨行伝）、無錫の高彪は单寒であったが経学詩賦に長じ、蔡邕と名を競っている（「後漢書」列伝60、文苑伝）。陽羨の許武は長樂少府、孫の荊は桂陽太守中、徳政を施して教化につとめたので、桂陽の人民は廟・碑を建てて徳を頌している（「後漢書」列伝66、循吏伝）。由拳の張武は太学に学び、第五倫に孝廉に挙げられている（「後漢書」列伝71、獨行伝）。後漢代には、ほぼ太湖以北の地から、儒林・文苑・



循吏伝に列せらるれほどの学徳ある士人を出していたことが知られる。

呉代には、呉県の四姓が最も勢力を張り、浙江周辺の豪族も、孫氏の台頭を契機に輩出するようになる。呉の四姓については、「呉志」卷十一朱治伝に

公孫の子弟及び呉の四姓、多く郡に出仕す。郡吏常に千を以て数う。

とあるように大きな勢力で占めていたが、「世說新語」賞善篇には、

呉の四姓、旧目に云う、張文・朱武・陸忠・顧厚。とあり、それぞれ性格を異にする家門として発展した。張氏は張允のときから名を顯わし、その子温は山陰に寓居した皇象に学び<sup>(40)</sup>呉朝の名士だけでなく、蜀の諸葛亮からもその才を貴とされた。尚書暨豔事件に連坐し、以後その家門は不遇であった（「呉志」12、張温伝）が、

呉末には博聞多識をもって知られた張儼が出、晋の羊祜・何楨らと縞帶の好を結んだというから、張氏の文人的傾向は、呉代から顯著であった<sup>(41)</sup>。朱氏には、前將軍朱桓（「呉志」11）、その子鎮南將軍朱異、異の従父驃騎將軍朱柵（「呉志」12）など、將領として活躍したが、単なる武門だけでは、毛漢光氏が指摘されたように、顧・陸・張氏と並称される名族とは目されなかった<sup>(42)</sup>。その意味では、陸氏も、晋代に「世々将相」といわれた家であるが<sup>(43)</sup>、すでにのべたように、名儒と交遊のある冠族で、呉代には陸續・陸瑁らの儒学者を出している。もちろん、第三代丞相陸遜をはじめ、陸氏の武功は顯著であるが、著姓としての陸氏の名声は、やはり士大夫的教養に支えられていたと思われる。顧氏には、呉の第二代丞相顧雍の曾祖に潁川太守顧奉がいるが、顧雍以後著名になった姓族である。顧雍は、朔方の蔡雍に師事し、そ

の名を与えられるほどの学才を有し（「吳志」7, 顧雍伝注引「江表伝」），ことに雍の長子顧邵は，陸續と並ぶ博学多識で，宗室・名士と深いつながりがあつただけでなく，錢唐の丁諤・陽羨の張乘・烏程の吳粲・雲陽の殷礼ら微賤のものに学を与えるなど，士人の挙用に尽力し，吳郡士林の中心人物であった。なお張勃の「吳錄」によれば，吳の四姓につぐものとして，陳・桓・呂・竇・公孫・司馬・徐・傅の八姓をあげる<sup>(44)</sup>が，士名を得るには至っていない。太湖周辺から烏程の徐詳・吳粲（「吳志」17），雲陽の弘咨・殷礼・韋曜（「吳志」20），武進の華覈（「吳志」20）らの学者を出しているのは，すでにみたような後漢以来の伝統と吳の姓族との交渉によるものであろう。陽羨の周飭は，ほぼ武功によって立身したが，その子周処とともに文武の材幹ありといわれる（「吳志」15）。処の子玘・札は吳郡の豪望として東晉初めに列位にのぼるが，玘の子雥は王導・刁協ら北来土人に叛旗をひるがえし（「晉書」58），札は凶淫放恣を以て王敦に討たれ族滅している。浙江周辺からは，余杭の凌操・凌統（「吳志」10），錢唐の全氏一族（「吳志」15），富春の徐氏（「吳志」5, 徐夫人伝）など武人豪族が台頭した。全氏は，孫亮時代に「侯五人有り並びに兵馬を典り，其の余は侍郎・騎都尉と為り左右に待衛す。吳おこりてより外戚の貴盛，及ぶものなし」といわれるほどの権勢を誇ったが，吳末にはすっかり没落している。教養なき武弁や貨殖的豪族は，士族としての地位を保持することが困難であったようである。

つぎに会稽郡について考察しよう。

「吳志」卷十二虞翻伝注に引く杜預の「会稽典錄」に，孫亮の太平三年（258），山陰の朱育が会稽太守濮陽興の間に答えて，虞翻が挙げたという漢代の名士を列挙している。それによると，山陰の陳囂・鄭公・鍾離意・趙曄，上虞の王充・綦母俊・孟英・魏少英・朱公，句章の董黯・梁宏・鄭雲・王脩，余姚の駟勲・伍隆，鄧の任光，章安の黃他，烏傷の楊喬の十八名と上虞の女子曹娥が挙げられており，さらに朱育が吳代の名士として，山陰の闕沢・賀齊・祁庚，上虞の陳業・吳範・樊正，句章の任爽，章安の虞翔，余姚の虞翻，烏傷の駟統，吳寧の斯敦および松陽の柳朱・永寧の瞿素の二女子を挙げている。郡治山陰を中心に，浦陽江・曹娥江・鄧江周辺の，華北土人の流寓によって開けた会稽郡北部に散在している。

「後漢書」・「吳志」に伝せられる会稽出身の士人は，「会稽典錄」にみえる士人と若干の出入があるが，その分布はほぼ同じ傾向を示し，後漢代と吳代とでは，とくに注意される変化が見出せない。まず山陰県出身者についてみると，鄭弘は第五倫によって孝廉に挙げられ，尚書令・大司農・大尉を歴任したが，宦官に潛されて失脚した清亮の士であり（「後漢書」列伝33），趙曄は「吳越

春秋」・「詩細歷神淵」を著して蔡邕に学識を称讃された儒学者である（「後漢書」列伝69下，儒林伝）。鍾離氏は，後漢初めの鍾離意のときからの冠族で，意は仁惠清行をもって称され，尚書僕射・魯相に累遷した（「後漢書」列伝31）。吳代には山陰の謝賛・吳の顧譚と名を齊しくした駟や仁讓の称が高かった駟が活躍している（「吳志」15）。謝氏は，後漢末の徐県令謝巽・建昌県長謝貞以後知名となり篤学尚義であったとされ，駟の子承は博学洽聞，「後漢書」を選している（「吳志」5, 謝夫人伝）。賀氏はもと慶氏と称したが，安帝の諱を避けて賀氏と改め，六朝時代には会稽の四姓に数えられる著姓となった。後漢代には黃瓊・楊厚と深交のあった賀純が儒学者として高名であり（「後漢書」列伝51, 黃瓊伝），吳代には賀齊および賀景などが武将として活躍した（「吳志」15）。しかし賀景の子邵は，聖王の道を以て孫皓の政治を批判して殺され（「吳志」20），邵の子循は学問を好み，東晉初めに太子太傅を領し儒宗と仰がれたように，武人より文儒に転身することによって士名を保っている。单寒微賤の出で，吳代になって知名になったものに，闕沢・丁覽がいる。闕沢は農夫出身で，傭書を業として群籍を極め，虞翻にその「儒術德行は当今の（董）仲舒」と評された儒学者となり，孫權に教授した。著書に「乾象曆注」がある（「吳志」8）。丁覽も单寒，虞翻によって士名を得た。その子固は御史大夫・司徒，となり，晋代にも衣冠の家となっている（「吳志」12, 賀翻伝注引「会稽典錄」）。

上虞県の士人としては，後漢代に，「論衡」の著者王充（「後漢書」列伝39），合浦太守孟嘗（「後漢書」列伝66, 循吏伝），義行の士戴就（「後漢書」列伝71, 独行伝），および黃巾の乱鎮定に活躍した太尉・錄尚書事朱儁（「後漢書」列伝61）などが出ていたが，注目されるのは魏氏である。博士邵仲信より「春秋圖緯」を受けた魏朗は，李膺らの師友，京師の儒宗として，八俊の一人に数えられた。桓帝時代に陳蕃・竇武らと結んで宦官を批判して失脚し，自殺した（「後漢書」列伝57, 党錮伝）。吳代には，朗の孫魏騰（「吳志」18吳範伝注引「会稽典錄」）や魏遷（「吳志」12, 賀翻伝注引「会稽典錄」）の名が見え，また魏騰と親交のあった吳範は術数を以て吳主孫權に仕えたが，総じて吳代の上虞地方の士人は不振である。

余姚県では，後漢初めの逸民嚴光（「後漢書」列伝73, 逸民伝）や酷吏として活躍した黃昌（「後漢書」列伝67, 酷吏伝）があり，吳代には武将として活躍した董襲（「吳志」10）があるが，後漢から吳代を通じて著姓であったのは虞氏である。虞氏は零陵太守光・平輿令成・鳳・日南太守歆および吳代の虞翻に至るまで，孟氏易を家学として伝え，ことに虞翻は，「易」・「老子」・「論語」・「國語」の諸注を著わし，荀爽・馬融・鄭玄・宋忠に比肩される儒学者である。後漢末に会稽太守王朗の功曹であっ

たが、孫策にも交友の礼をもって遇された。のち酒失によって孫權の怒りを買い交州に流された。しかし交州でも彼は、数百人の門徒に講学したといわれる。虞翻は山陰の丁覽・太末の徐陵など無名の士を挙げて土名を得させ、その第五子虞忠は陸機・魏遷・王岐を引いて著聞の士と為し、また第六子虞聰もよく人物を抽引したといわれるよう、虞氏は呉会の士林の頂点に位する文人士大夫であった。虞翻の十一子は、呉代より晋代に、それぞれ清官についている（「呉志」12）。

この他、句章・章安・烏傷諸県の士人については省略するが、後漢代に多士を称した会稽管内土人は、呉代になると、呉郡土人の活躍に一步ゆずる観があり、また山陰の賀氏と同じように、烏傷の駱氏の場合も、後漢の陳相駱俊に比べて呉代の駱統の方がより武人的であった。このことは、孫吳政権の軍事的色彩を反映したものであろう。しかし、武人豪族の没落傾向に対して文人士大夫が姓族として繁栄しているのは、後漢以来、成長し来たった儒学的教養の伝統や文人的士大夫社会が大勢として発展していた結果であるということができよう。

## 6

以上の考察に従えば、漢朝の中央集権体制の衰退にともない、後漢末の豪族は、各地に武装自衛する地方勢力として、武幹を有する任俠的性格をもっていた。江南に呉国を樹立した孫氏も、在地豪族的勢力は稀薄であったが、このような任俠的人間関係を軸として台頭した軍事集団であった。唐長孺氏が指摘されたように、山越討伐に代表される孫吳の江南制覇が「彊き者を兵となし、羸き者は戸に補す」といった労働力獲得戦争である<sup>(45)</sup>という意味でも、また川勝義雄氏が指摘されたように、世襲的に開拓屯田軍をひきいる諸将によって構成されている<sup>(46)</sup>という点でも、呉国は軍事的色彩の濃厚な政権であったといえる。

ところで、呉国の支配体制は、守令の統治する郡県と、屯田校尉・都尉の支配する屯田地域との二領域に分けられ、特別軍政地域である屯田が、その軍事的基礎であるのに対し、その政治的基盤はあくまで郡県制にあった。「呴志」卷十二朱撫伝によれば、朱撫の部隊に支給された軍費三万緡の横領事件が問題になっているが、諸将の部隊の軍費や軍糧は典校・節度官<sup>(47)</sup>を通じて国家財政から補給され、厳重な中央統制が行なわれていたことが知られる。したがって、官兵を役使したり、郡県の正戸を枉取する<sup>(48)</sup>ような非合法は、宮川尚志氏が指摘されるように、科法によってきびしい統制が加えられていた<sup>(49)</sup>。嘉禾三年（234），陳表が新安県に賜与された復客を官兵に充てたいと上疏して許された事例<sup>(50)</sup>も、私家の佃客と官兵とを容易に移行したというよりも、公

許を必要とするほどに、その区別がきびしくなされていた事例としても解される。

呉代の郡県の正戸すなわち編戸の小農民の実態を伝える史料は乏しいが、租賦<sup>(51)</sup>・徭役を負担する郡県農民を、國家統治の基礎として保護育成する努力がなされていたことは、軍国多端の中でしばしば出された詔にもあらわれている。因みに、呉滅亡時に、晋の王濬が手に入れた図籍によると、呉国の四十三郡、三百十三県に属する編戸は五十二万、口二百三十万であったという。漢室への忠誠心が一入強かった孫氏が樹立した国家は、軍事的性格とともに、公権力としては漢朝の儒家的国家理念に立脚し、郡県制を継承するものであった。

江南豪族の多くは、孫氏の江南進出後に帰順したものであるが、呉政権の主要部分をなす江南土人は、ほとんど、江南の先進地域である呉郡・会稽郡出身の姓族で占められていた。彼らは、「地広く人稀」な江南の地域性を反映して開発営田形態の大土地経営を行ない、財力と武力とをもって在地に支配力を有する地方豪族として成長したが、呉会豪族が、後漢朝の江南開発とくに教化政策を通じて士大夫化した傾向も見逃せない。すなわち、後進的な江南の開発とは、農耕技術の推進と自立小農民の創出によって、郡県支配を拡充することであり、それは、礼教主義的循吏の政策に負うところが大であった。したがって、荒蕪地の開墾・耕地化によって、呉の四姓や会稽の四姓をはじめとする在地豪族の開発領主としての成長も顕著であったが、同時に、循吏的政策が果した共同体秩序維持の役割は、地方豪族が士人となる場合、彼らに、士大夫的教養や清行をもとめることとなった。いいかえると、江南の郡県化の進行と軌を一にして、地方豪族が儒教文化を受容し、中原士大夫社会につながることになったのである。呴会豪族の姓族化という現象がそれである。呴会地方に流寓した清流士人や儒学者が士大夫社会を形成していたことも、江南豪族が士名を得て士大夫化する契機となっている。

かくして、江南豪族は、在地支配者として、貨殖的土地所有を追求する性格と、士大夫の立場から儒家的徳義者たらんとする性格との二面をたち切り難く併存するものであったが、貨殖的な豪族の階級原理に立つ武人領主よりも、儒教という国家および郷邑共同体の公的秩序原理を志向する文人士大夫に、姓族として発展したものが多いことに注目された。

呴国の官界に、張昭ら文人士大夫の権威が優越していたのは、このような江南豪族の士大夫化という一面を背景とするものであったと思われる。

### 注

- (1) 川勝義雄氏「貴族制社会の成立」（岩波講座「世界歴史」5、所収）参照。

- (2) 中国中世史研究会編「中国中世史研究」東海大学出版会, 1970年。
- (3) 川勝義雄氏「漢末のレジスタンス運動」(東洋史研究25—4), および「貴族制社会と孫吳政権下の江南」(「中国中世史研究」所収)。
- (4) 拙稿「孫吳政権と士大夫」(立正大学部論叢33)。
- (5) 「吳志」卷5, 徐夫人伝。
- (6) 「吳志」卷5, 吳夫人伝。
- (7) 「漢紀」および「吳歴」の初平二年説をとる。孫策の没年, および孫策と同年生れの周瑜が, 建安三年(198)二十四歳あるとの符合する。
- (8) 「吳志」卷9, 周瑜伝注引「江表伝」。
- (9) 「吳志」卷12, 虞翻伝注引「吳書」に, 孫嵩は, 孫策の従兄で, 烏程に屯して, 会稽を略取しようとした, とあり, 「会稽典錄」には, 虞翻の説得によってことなきを得たとある。
- (10) 「吳志」卷11, 朱治伝に, 孫賁の計は朱治の説得によって中止された, という。
- (11) 前掲「貴族制社会と孫吳政権下の江南」。
- (12) 拙稿, 「孫吳政権の成立をめぐって」(立正史学31)参照。
- (13) 「魏志」卷28, 鄧艾伝に, 鄧艾が司馬景王に「吳の名宗大族, 皆部曲有り, 阻兵伏勢, 以て命を建つるに足る」と, 孫權没後の吳国の政情をのべている。
- (14) 「吳志」卷12, 虞翻伝。
- (15) 「吳氏」卷1, 孫策伝注引「吳歴」にみえる孫策と張紘の対話。同伝注引「吳錄」に張紘の作といわれる「袁術を責むる書」をみても, 孫策の漢室に対する至誠が看取される。
- (16) 「魏志」卷16, 鄭渾伝。
- (17) 「吳志」卷4, 太史慈伝注引「江表伝」に, 太史慈が予章における華歆の為政を評した言葉で, 予章郡管内の廬陵・鄱陽の地方勢力は, 華歆が派遣した県の長官を拒否して自立していた, という。
- (18) 「吳志」卷7, 步驥伝に, 焦矯は会稽郡の豪族で, 征羌県令になったこともあるが, 人客放縱を極めていたので, 步驥らはその侵害を恐れて刺を通じ瓜を奉じたという。歩驥は, 吳国の第四代丞相になった人物であり, 儒生のように手より書を釈さないという生活状態であったといわれ, 頴川の士大夫周昭は, 彼を張昭・嚴畯・諸葛瑾・顧雍と並ぶ賢士大夫と称している。
- (19) 宮川尚志氏「士大夫と豪族」(「六朝史研究」政治社会篇第三章第一節所収)参照。
- (20) 「後漢書」列伝卷21, 陸康伝, 「吳志」卷12, 陸續伝
- (21) 「吳志」卷12, 張溫伝に, 孫權と公卿との間で, 張溫の人物を評して, 大司農劉基が「可与全琮為輩」

と言い, 太常顧雍は「温当今無輩」と称したという話は, 士林における人物月旦・倫輩の例といえよう。

(22) 江南士人分布表

丹陽郡	丹陽	5
	故鄣	4
会稽郡	山陰	8
	余姚	7
	太末	2
	烏傷	1
	上虞	1
吳郡	吳	32
	錢唐	3
	烏程	3
	陽羨	3
	余杭	2
	雲陽	2
	武進	1
予章郡	予章	2
武陵郡	漢壽	1
零陵郡	泉陵	2
蒼梧郡	廣信	2
計		77

- (23) 「吳志」卷9, 周瑜伝, および卷1, 孫策伝。
- (24) 西島定生氏「火耕水耨について」—江淮水稻農業の展開過程(「中国経済史研究」所収)参照。
- (25) 「晉書」卷26, 食貨志に「上大將軍陸遜, 抗疏して諸将をして各々其の田を広くせしめんことを請う。……有吳の務農に務め穀を重んずること此れより始まる」とあるが, すでに建安末年に駱統が, 民戸が損耗しているので民生民力を回復すべし, と上言し(「吳志」12駱統伝), 嘉禾三年の詔には, 「歲或は登らず。其れ諸逋を寬にして, 復督課すること勿れ」とあり, (「吳志」2孫權伝), 赤鳥初年には, 陸遜が民本主義の立場から, 「乞う, 聖恩を垂れて百姓を寧済すれば, 数年の間に國用少しく豊ならん。然る後更めて圖れ」と力説している(「吳志」13陸遜伝)。赤鳥三年春正月の詔には, 軍事と水旱で民が餓困しているので, 農桑時に役を課して民を苦しめないよう督軍・郡守に訓令し, 十月には, 倉廩を開いて賑恤を行なっている。永安二年にも, 田業を開いて賦税を軽くし, 優均に務めよ, という詔令が出ている。
- (26) 「吳志」卷3, 永安三年三月条, および卷19, 濮陽興伝。

- (27) 「晋書」卷76, 張覽伝。
- (28) 「晋書」卷26, 食貨志。
- (29) 拙考「東晋南朝における山林叢沢の占有」(立正史学25) 参照。
- (30) 「吳志」卷12, 虞翻伝注引「会稽典錄」。
- (31) 「吳志」卷15, 鍾離牧伝。
- (32) 「齊書」卷46, 顧憲之伝。なお、高橋徹氏「六朝期江南の小農民」(史潮107) 参照。
- (33) 「宋書」卷54, 孔靈符伝。
- (34) 鎌田重雄氏「循吏と酷吏」(「秦漢政治制度の研究」所収)。渡部正宏氏「漢代江南社会と孫吳政権の成立」(岐阜県高校社会科研究会会報10)。
- (35) 「後漢書」列伝卷66, 衛颯伝。
- (36) 「後漢書」列伝卷46, 張綱伝。
- (37) 「後漢書」列伝卷21, 賈琮伝。
- (38) 「吳志」卷4, 太史慈伝。
- (39) 「後漢書」列伝卷66, 任延伝。
- (40) 「吳志」卷19, 孫綽伝注引「文士伝」。
- (41) 矢野主税氏「張氏研究稿」(長崎大学学芸学部社会科学論叢) 参照。
- (42) 毛漢光氏「兩晋南北朝士族政治の研究」第二章参照。
- (43) 「晋書」卷54, 陸機伝。
- (44) 小学紺珠卷7, 氏族類注引。
- (45) 唐長孺氏「孫吳建国及漢末江南的宗部与山越」(「魏晋南北朝史論叢」所収)。
- (46) 前掲「貴族制社会と孫吳政権下の江南」
- (47) 「吳志」卷19, 諸葛恪伝注引「江表伝」に「權為吳王, 初置節度官, 使典掌軍糧」とある。
- (48) 「世說新語」政事篇に、吳の顧氏・陸氏が官兵を役使したのを、吳郡太守賀邵が治定して罪せらる者が多かったとあり、また「吳志」卷13, 陸遜伝にも、会稽太守淳于式は、陸遜が郡県民を枉取していることを上表し、非難している。
- (49) 宮川尚志氏「三国吳の政治と制度」(「六朝史研究」政治社会篇第三章第三節所収)・「三国時代の國家観念と科法の尊重」(鎌田博士還暦記念「歴史学論叢」) 参照。
- (50) 「吳志」卷10, 陳表伝。
- (51) 賦として小農民に算縕が徵されていたことは、「吳志」卷3, 孫皓伝, 天璽元年条に、会稽太守車浚・湘東太守張詠が算縕を出さず殺された、とあり、同注引「江表伝」にこのことを、孫皓は私恩を樹てようとする行為としている。